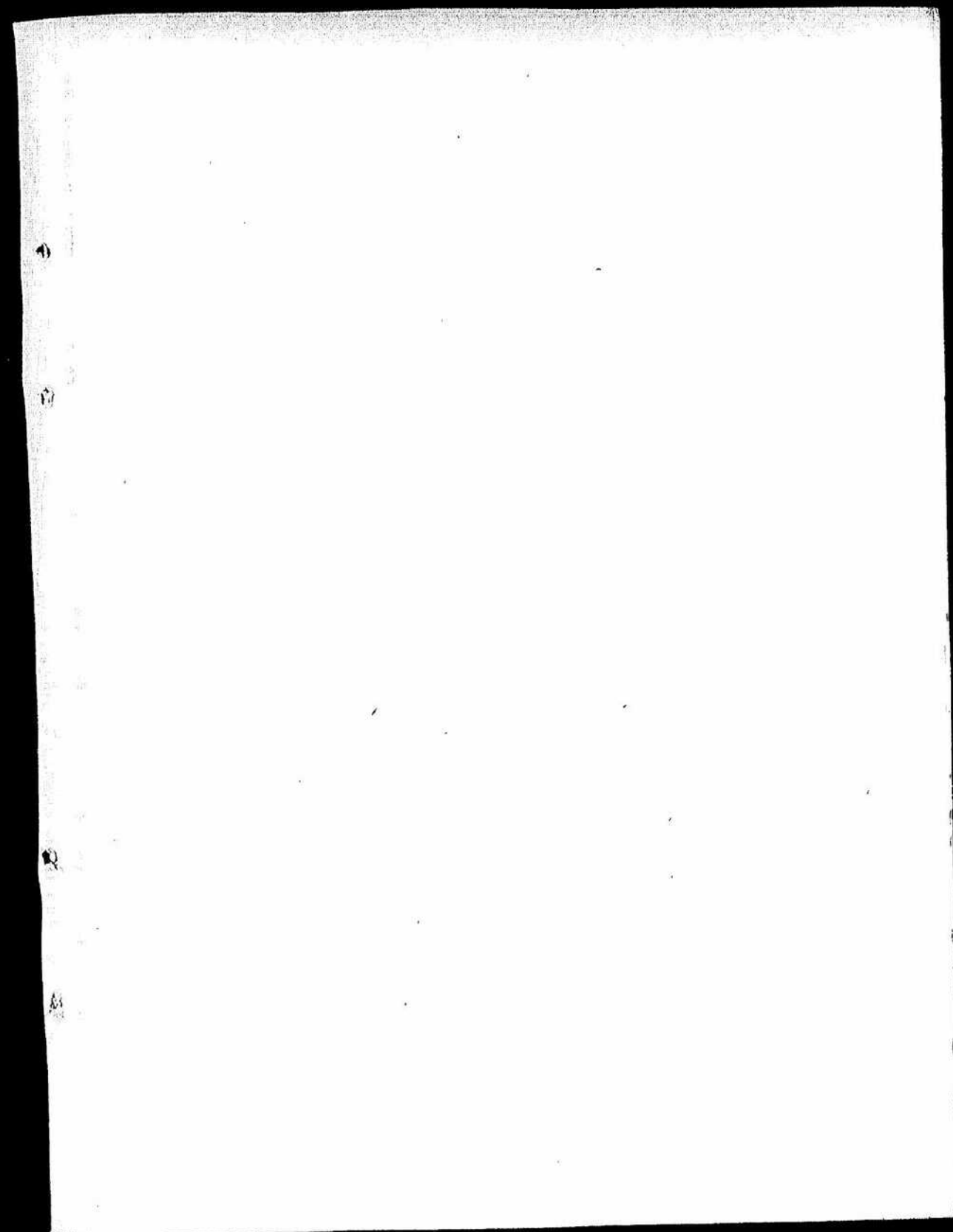


治安警察法参考資料(其三)

国立公文書館	
分類	返 前
配架番号	3 A
	15
	19-8-2





19-8-2

327858

治安警察法
参考資料
(其)

内務省警保局保安課

内務省警保局保安課

国立公文書館	
分類	④ ③
	3 A
配架番号	15
	19-8-2

裏面白紙

1562
—

治安警察法(昭和十一年三月十九日)
(大正十一年四月十九日)
(法律第六十九号改正)

383231

第一條 警察ニ関スル結社ノ主幹者(支社ニ在リテハ
支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ目ヨリ三日以内ニ社
名社則事務所及其主幹者ノ氏名ヲ莫ク事
務所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ

内務省警保局保安課

より爲りたる事ハ何事ニテ云々
答へハ

第二系政治ハ文部ヲ重キ若ハ他ノ政治トモ
無ルモノナリ

集人ノ系例

(明治十三年)

第二系政治ニ關スル事取テ漢語義ヲ考メ
既ニ此等ハ既ニ其社名ニ則テ余
及其實名内ニ漢語義ニ係在るニ係
其ノ誤リヲ改メ其ノ社則ヲ改正シ
ニ社員ノ出入アリタルトモハ
其ノ社員ノ出入アリタルトモハ

其ノ社員ノ出入アリタルトモハ
其ノ社員ノ出入アリタルトモハ
其ノ社員ノ出入アリタルトモハ
其ノ社員ノ出入アリタルトモハ

第三系政治ニ關スル事取テ漢語義ヲ考メ
既ニ此等ハ既ニ其社名ニ則テ余
及其實名内ニ漢語義ニ係在るニ係
其ノ誤リヲ改メ其ノ社則ヲ改正シ
ニ社員ノ出入アリタルトモハ
其ノ社員ノ出入アリタルトモハ

其ノ社員ノ出入アリタルトモハ
其ノ社員ノ出入アリタルトモハ
其ノ社員ノ出入アリタルトモハ
其ノ社員ノ出入アリタルトモハ

第一卷之三

八条署より、出陣せられたる中、何
事たりと云ふに、答へて、
可成り、此に其の他、此に其の
二國スル事、面々、談話、
會々、行々、トスル、トキハ、
氣を、振スヘリ

（中略）又ハ、文永、タ、キ、サ、タ、ハ、他ノ、此ト
並、通、院、ス、ト、タ、ト、久

判例及通牒

(廿一年)

通牒

政社取締ニ関スル件 (昭和廿一年三月廿五日)

政社取締上注意スル要件左ニ示ス。此ノ旨趣ニ依リて
該府吏ニ内訓ヲ取締六邊集トキヲ期セリタシ

一、憲政黨及憲政本党ハ其黨公ニ(支那ノ規約ハ本部
ノ承認ヲ受クルヲ要ス)ト定メ、依リ支那設立届事
ヲ受理フルニ要リ所屬本部ニ於テ支那ノ規約ヲ承認セ
ル確認ナキモ、其支社ト看做ス一カラス

一、右兩党々出(一)府下ニテ所以上ノ支那ヲ置クトモハ
本部ノ認可ヲ得テ増置スルコトヲ得(ト定メアルニ依リ所屬
本部ニ於テ豫定行(豫定ニ存存一ノ所)増置ヲ認可レ

タル証ナキトモ、其支社ト看做ス一カラス

一、其他ノ政社ニ在テモ本社ト支社ノ關係ハ右ニ準テ確認
置クヲ要ス

一、支那若クハ支社ト名称ヲ附レ届出ルモ、其実本社ノ關係
ナキ政社ハ集人及政社法第三十六條ニ違反ナルモノトシテ
右訓ニラス

治安警察法實施ニ関スル件 (昭和廿一年三月廿六日)

治安警察法實施ニ付、警察官ニ別紙甲第ノ通リ届出
スル者、其指令、手帳、什百、為、片、心得、此、及、通、牒、其、

(甲部) 警察總監官 (昭和廿一年三月廿七日)

一、政治ニ関スル政成ノ後社ハ治安警察法第一條ニ依リ此際

此後社組織ノ届出ヲ為サレムヤ又ハ旧皇會政社法ニ
依リ届出タル事項中恒々變遷法ニ相違セルハ即チ主幹
者ノ氏名ノミヲ届出シタルハ以テ是レトスルヤ

ニ主幹者ト称スルニ政社中ノ最上位置ヲ占ムル總務長
員ノ類ヲ指シタルモノナルカ又ハ重なる者ノ中社長ニ関シ責任
アルモノ即チ主幹者若クハ評議員等ヨリ選出シタルモノヲ以テ
主幹者トナレ得んカ

三前項總務長委員ノ類ヲ以テ主幹者トセリ若シ主幹者ニ
シテ旅行等ニ當リテハ代理者ヲ選定セシメ届出ヲ為サレム
ハキヤ而シテ其代理者ハ主幹者又ハ評議員何レノモノヲ選
シムハキヤ

四總務長委員ヲ以テ主幹者トセハ總務長委員ノ職名ヲ員

ハスレテ實際總務長委員ト因テ後援アルモノ假令ハ憲政
黨ノ板垣退助片岡健吉ノ如キモノハ本主幹者中ニ加ヘテ
届出ラレタルヤ

五之 附則

（乙條）内務大臣指令（昭和三年三月廿九日）
（昭和三年三月廿九日）

一此降特ニ後社組織ノ届出ヲ為サレタルニ及ビ又ハ集
合會政社法ニ依リ既ニ届出シタル役員ニ其ノ社外別段
ノ届出アル迄主幹者ト看做シ置クヲ好ケス
ニ主幹者ハ其ノ社外事務ヲ幹理スル者ヲ云フ也此レトモ之
ノ届出テレハ目的ハ左ノ如キモノト爲メ又ハ届出事項
ヲ忘ルル之ニ對シ督促ヲ爲スノ人ヲ定メタルカ爲サレハ
主幹者トシテ届出ツルニ事關主幹者ト認ムルニ可

トキハ訂正ヲ命スルハ勿論ナルニ因時ニ其社ニ在テ是キヲ
為シ社務上ノ責任ヲ負担シ得ル人物ヲ選定セラルルニ由
ルルモ其ノ終受理シ置クモノヲ所ス

三 集會及政社法ニ依リ役員ニ關シテ取扱ヒ奉リタル例ニ

修メシ

四 其儀ニ及リス

五 云々

學說

債社ノ意義

一、共同ノ目的ノ爲メニル多數人ノ任意ノ繼續的結合
ナリ（善澤孝博氏）

二、一定ノ共同目的ノ爲メニル特定多數人繼續的團體
体ヲ謂フ（有光説）

三、社則ハ債社ノ成立要件ナリヤ

一、消極説 社出スルヲ書面約束ト解ス

二、積極説 社ハ債社ノ成立又ハ不文規定ナリ（有光説）

三、主幹者其他ノ機關ハ債社ノ要件ナリヤ

法律上債社ノ要件ニ非スト信ス、何トナレハ沿革
察法第11章ニハ主幹者ナリ債社ノ存在ヲ認ムルハ

ナリ、然レトモ取締規定ニ一定ノ機關アル組織成ルニ
及ヒテ之ヲ適用スルヲ穩當トス（有光説）

四、債社ハ二人以上ヲ以テ足ル

法律上ニ於テハ二人以上ヲ以テ足ルモ實際ノ取締ニ於テハ
大ニ考慮ヲ要ス（有松氏）

五、債社ノ目的

目的ニ制限ナリト解ス（有光説）
及對後アリ

政治ノ意義

一、政治トハ立法外又軍備行政等國家ノ一切ノ作用
ヲ謂フ

(第 三 章)

(1) 政治トハ本邦國ノ政務ニ関スル事項ニシテ例ハ立法
司法行政其他我々財政等ノ政事ニ関スル事務
ハ勿論宗教及教育ニ関スル事項トモ其ノ國
家ノ施設トシテ之ヲ云フル場合ハ政治ニ関スルモノ
ナリ(有光後)

ニ政治結社

政治結社トハ政治ニ影響ヲ及スルヲ目的トスル結
社ヲ云フ(有光後)

(トスル結社)

ニ政治結社ヲ政治ニ影響ヲ及スルヲ目的トスルモノ
又結社ノ目的ヲル事項カ政治ニ影響ヲ及スル性質
ノモノナルヲ以テ足ルヤ

前説ヲ正すトス 而モ斯ル目的ヲ有スルヤ否ヤト客觀

的ニ定ム(キモトス)(有光後)

四政治ト政黨

表面上我國ニ於テハ政黨アリテ政治ナレト云フモ其
政黨ハ寧ろ政治ノ實アリト云フニシ(有光氏)

ニ政治政黨ニ主幹者ハ形式上ノモノニシテ又實際上一ノ
主幹者タルヲ要スルヤ

(1) 形式上ノ主幹者ト形式上ノ主幹者ト一致スルヲ要ス
ル後

主幹者ハ自由事項ノ受入ノ届出ツル義務アリ且其
家ノ内ノ事項ニ對シテ結社ニ関スル後種ノ事項ヲ答
復スヘキ責任アル者タラサル(カラサレハナリ)

(2) 形式上ノ主幹者ニテモナリト後

383240

届出後取違及ミ付キテハ罰ヲ受クルニ由ラス
之ヲ形式的一ニシテハ非ストナスヲ得ス

（第一卷）

383241

第二條 政事ニ関シ公衆ヲ會同スル集會ヲ刑

カムトスル者ハ發起人ヲ定ムヘシ

發起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ刑會三時間以
前ニ集會ノ場所年月日時ヲ會場所在地ノ官
廳警察廳官署ニ届出ツヘシ

届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過キテ刑會セス若ハ三時間
以上中断スルトキハ届出ハ其效ヲ失フ

法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ

爲ニ選舉權ヲ行フハキ者及被選舉權ヲ有スル者

ニ限リ會同スル所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前五十

日間ハ本條第二項ノ届出ヲ要セス

集會及改社

第一條

(昭和十六年)

第二條

改社ノ集會ニハ發起人ヲ定ムヘシ
改社集會ヲ用テハ發起人ヨリ開會
年四回以テ集會場所在處ノ支離部
ハ各地方ニ遍シクシ

改社集會ノ屆出ニテノ事項ヲ記載シ
發起人署名捺印スル

一、集會ノ場所

二、集會ノ年月日

三、發起人ノ氏名住所

四、改社ノ理由及目的

前項ノ届出ヲリタルトキハ各集會場ハ此ニ
其ノ領收書ヲ交付スル

届出ニ記載シタル時刻ヨリ三時内ヲ以テ
開會セズルハ三時同以上中絶スルトキハ届
ノ改出失フモノトス

法律ヲ以テ組織シタル議會ノ決議案等
準備ノ為ニ必要ノ事項ヲ決定セザルニ
準據ヲ有スル者ニ限リ集會スル所ノ集
會ハ投票ノ日ヨリ五時同ハ第一項ノ
届出ヲ要セス

集會改社法

(昭和十六年)

第二條

改定集會之ハ若シ人ヲ定ムルハ

第三年ノ二

改定集會ヲ開クハ若シ人ヨリ開會
事ノ旨ハ多シニ會場ヲ在ルハ改定集會
定會ニ由ルハ

前項ノ届出アリタルトキハ若シ案ヲ署名ハ此ニ
其ノ収書ヲ交付スルハ

届出者ハ集會ノ場アリ年月日時並若
人及改定集會後者ノキハ任何年令
可ハ裁シ若シ人署名捺印スルハ

届書ニ記載シタル時刻ヨリ三時開會
キテ開會セサルトキハ届出ノ改定失フモノ
トス

集會條例

(昭和十三年)

第一條

改定集會ノ事項ヲ改定集會ニ由ルハ公衆

ノ集會ルハ開會者ヨリ改定集會ノ

事項ヲ改定集會ノ人ノ姓名並年令月ノ

場アリ年月日時並其ノ會場又ハ會長若

事等ヨリ若シ改定集會ノ届出者其ノ改

定集會ノ人

(改定) 第一條

改定集會ノ人ノ姓名並年令月ノ
場アリ年月日時並其ノ會場又ハ會長若
事等ヨリ若シ改定集會ノ届出者其ノ改
定集會ノ人

改定集會ノ人

改定集會ノ人

學後

集會ノ意義

1) 一定ノ共同目的ノ為メ多數人ノ一定ノ場所ニ一定ノ時間ニ集ルヲ謂フ(有見後)

2) 講義論議ノ為ミル多數人ノ一時又ハ定期ノ人々ノ集合(有見後)

二集會ノ目的

1) 制限セスト後(依リ本條ニ依リて有見後)

2) 反對後 法律上別ニ制限セスト後(第九條等ヲ見ル)

集會ノ自由ニ對シテ法律上ノ制限ヲ設ケルハ其ノ目的ニ依リテ異ナル(依リテモ後述)

集會ノ自由ニ對シテ法律上ノ制限ヲ設ケルハ其ノ目的ニ依リテ異ナル(依リテモ後述)

公衆ニ對シテ集會ノ自由ニ對シテ法律上ノ制限ヲ設ケルハ其ノ目的ニ依リテ異ナル(依リテモ後述)

公衆ニ對シテ集會ノ自由ニ對シテ法律上ノ制限ヲ設ケルハ其ノ目的ニ依リテ異ナル(依リテモ後述)

363246

一種トス(織田惣士)

(第三卷二)

若起人一事実集會ヲ若起スルモノナルヲ要スルヤ又若起行
為ニ關係ナキ人物ヲ形式的ニ定ムルモ可ナルヤ
前後ノ法ヲ精求シテ合レ後後ハ實際ノ取扱ニ致ス

393247

議會改正案

(第一條)

政治ニ関シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定メ管轄警察署ニ届出ツヘシ

(第四十二議會 植原悦二郎)

(第四十三議會 清瀬一郎)

(第四十四議會 浜田國松)

(第四十五議會 清瀬一郎)

「選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ限リ」ヲ公衆ニ改ム

(第四十七議會 日野國明)

(第四十八議會 同人)

(第四十九議會 野添宗三)

(第五十議會 関直彦)

383248

第三條 公事ニ関スル結社又ハ集會ニシテ政
事ニ関セザルモノト雖モ安寧秩序ヲ保持スル爲
届出ヲ必要トスルモノアルトキハ命令ヲ以テ第一條
又ハ第二條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

學子院

383249

公事ハ公事集之者トハ直接ニ社會公共ノ利害ニ関スル事項ノ爲メニ集會ヲ爲シテ例ニ教育宗教慈善ノ事業等其ノ利害ハ直接公衆ト關係アル事項ノ集會ハ政治集會ヲ降ク外總テ公事集會ナリ(有光説)
ニ公事トハ政治上ノ事項ヲ降ク外總テ社會公共ノ利害ト相關スル事項ヲ稱スルモノニシテ其包含スル所極メテ廣シ(織田恆生)

女學校

女學校ヲテテテ又ハ風俗ヲ害スル虞アル事項ハ
取締リ之ヲ宜クキモナリヤ否ヤ

社會ニ及キス影響ヲ見テ時下社會トハ依リ之ヲ決ス

キモト解ス(有光説)

383250

又八第ニ條ヲ削ル

議會ノ改正案

(第ニ條)

(第四十五議會 植原悦二郎)

(第四十三議會 清瀬一郎)

(第四十四議會 浜田國松)

383251

第四條

原月、旅ラ公界ヲ會同シ若ハ多衆運動
セムトスルトキハ發起人ヨリ十二時前以前ニ會同ス
ハキ場所、年月日時及莫通過スハキ線路ヲ管
轄警察官吏者ニ届出ツヘシ似ニ祭葬、講社、學生、生
徒、體育運動其、他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ
此ノ限リニ在ラス

ノ集人書及改、北伝

（北伝北之年）

第三條

凡ソ公衆ノ人書曰レハ多ク衆ニ
動セトスルトキハ衆人ヨリ二十四時間以内
ニ會同スル場アリ年月日付及其ノ通リ
スル既報リ安豫知、安豫知ノ通リ
認リテ改メ、但シ衆衆、海永照生
佐ノ体、月運、動其ノ他、慢何ノ許ス、可
ニ傳ル、スルハ改メ限ニ在ラス

第二項 目録

ノ集人書及改、北伝

（北伝北之年）

第七條

凡ソ公衆ニ於テ公衆ノ人書曰レハ多ク衆
運動セルトスルトキハ衆人ヨリ二十四時間
内ニ會同スル場アリ年月日付及其ノ通リ
スル既報リ安豫知、安豫知ノ通リ
認リテ改メ、但シ衆衆、海永照生
佐ノ体、月運、動其ノ他、慢何ノ許ス、可
ニ傳ル、スルハ改メ限ニ在ラス

凡ソ公衆ノ人書曰レハ多ク衆
運動セルトスルトキハ衆人ヨリ二十四時間
内ニ會同スル場アリ年月日付及其ノ通リ
スル既報リ安豫知、安豫知ノ通リ
認リテ改メ、但シ衆衆、海永照生
佐ノ体、月運、動其ノ他、慢何ノ許ス、可
ニ傳ル、スルハ改メ限ニ在ラス

判例及通牒

(第四條)

通牒 一 路傍施設並立物後取第ニ條ニ於ル件(昭和三十一年十月九日
内務省通牒
警務部第六一號)
 俗ニ路傍施設又ハ立物後ト稱シ街頭其他屋敷ニ於ケル
 公衆ノ往來出入スル場所又ハ屋内ニ在テモ店先ノ外ハ屋敷
 人ノ自由ニ聴取シ得ル採開放セル場所ニ於テ宗教其他ノ
 事項關シ意見ヲ施設スル者ニ對シテハ従来取締方区及
 市村居能キ施設者ニ集合セル多數即チ二人以上ノ白
 ヒ施設スルノ目的ヲ有シ聴聞者ハ其ノ施設ヲ聴ケノ目的
 ヲ以テ集合スル事實アルニ於テハ屋敷自治會ト認メ集
 會及政社情ニ依リ取締ルべき事ハ市會區此取及第
 條ハ

ニ 路傍施設案法第四條ニ依ル区域ニ屬セル件(昭和三十一年十月十四日
警務部通牒
内務省第六一號)
 路傍施設案法第四條ニ依ル屋敷多數ノ区域ニ屬セル区域
 貴廳管内ニ限ル場合ニ於テハ自今字ニ集合地多ク
 スル路傍施設案者ニ屬出ラレノ同署ヲ路線系統擴張
 案者ニ即檢スルノ後宜シ取締ル可キ此係會此取
 及第條ハ

多衆運動

學後

一、(1) 多數人ノ共同ノ目的ヲ以テ公衆ノ自由ニ通行シ得ル場所ニ共同ノ運動ヲ爲スヲ云フ(山本博士)

(2) 多衆運動トハ多數人ノ共同ノ目的ヲ以テ一時間ノ共同ノ運動ヲ爲スヲ云フ(有光説)

(3) 多數人ノ共同ノ目的ヲ達センカ爲ニ場所ヲ定ムニシテ或行動ヲ爲スヲ云フ(織田博士、佐々木博士)

(4) 運動場所ヲ制限ナシトスル後アルモ其ノ場所ハ一定ニシタルトスルヲ集合ト區別シ得シトスルハ皆一致スル所ナリ(西巻氏)

二、屋外ニ於ケル公衆ノ共同ト多衆運動

(1) 其共同ノ目的ヲ有スルモノハ集合ト同シキモ一定ノ場所ニ集合セズ且其目的ヲ達スルニ爲シ行動ニ依リ言論シ以テ思想ノ流通ヲ計ラザルモノハ其集合ト異ナル所ナリ(織田博士)

(2) 多衆運動ノ集合ト異ル長ハ其ノ集合ノ場所ノ一定セザルモノニ在リ(佐々木博士)

(3) 屋外ニ於ケル公衆ノ共同ト多衆運動トハ極メテ類似セルモノニ在リ屋外ニ於ケル多衆運動トハ多シク衆ニ圍トナリ公衆屋外ニ於テ進行シ又場所ヲ定メズレテ動作スルヲ云フ。集合ハ一定ノ場所ニ共同スルモノニ要スルナリ運動ハ共同ヲ以テ條件ナリ(有光氏)

屋外に屋外集會場ハ多數ノ人ヲ容ルル場所カガ屋内外ナラセ
集會場ヲ云フ(有光後)

383255

二、屋内外集會場ト屋外集會場トノ区别

(1) 多數人カノ自由ニ出入スルヲ得ル場所ニ於ケル集
會場ハ屋外集會場ニシテ然ラザル場所ニ於ケルモノハ
屋内外集會場ナリ。

(2) 屋外集會場ハ外郭ヨリ自由ニ出入シ得ル後ノ内容ヲ
決定シ得ル場所ニ於ケル集會場ニシテ然ラザル集會場ハ
屋内外集會場ナリ。

議會ノ改正案

(第四條)

「屋外ニ於テ公眾ヲ會同シ」ヲ「才二條ノ集會ニ非スレテ屋外ニ於テ公眾ヲ會同シ」ニ改ム

(第三七議會 日野國明)

(第八議會 同 人)

(第三十議會 野添宗三)

(第三十一議會 関直彦)

「十二時間」ヲ「六時間」ニ改ム但地方ノ状況ニ依リ命令ヲ以テ十二時間マテノ範圍内ニ於テ適宜之ヲ定ムルコトヲ得(才三十一議會 委員會修正案)

「十二時間」ヲ「六時間」ニ改ム

(第四十二議會 植原悦二郎)

(第四十三議會 清瀬一郎)

(第四十四議會 洪田國松)

(第四十五議會 清瀬一郎)

383257

第

五條

左ニ掲グル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス

一 現役及召集中ノ豫備後備ノ陸海軍軍人

ニ警察官吏

三 神官神祇僧侶其他諸宗教師

四 官立公立私立學校ノ教員學生生徒

五 女子

六 未成年者

七 公権制奪及停止中ノ者

未成者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同ス

若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス

公権制奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル政談集

會ノ發起人タルコトヲ得ス

383258

第一會及政務所

第五系一
(昭和六年)

第一系 五、揚子川にハ、二八入ノトシハス

一、砂漠にハ、五系中ノ、豫備、及、備ノ、陸海軍

軍人

二、五系左

三、五系左、和立、此、十、校ノ、教員、學生、之、後

四、女子

五、未、成、年、者

六、公、機、制、在、身、之、何、止、中、ノ、者

第五系 五、揚子川にハ、政務所、人、會、ノ、及、人、名、之、後

一、(日本、國民、之、非、此、者)

二、公、機、制、在、身、之、何、止、中、ノ、者

第六系 五、揚子川にハ、政務所、人、會、ノ、及、人、名、之、後

一、其、ノ、後、現、入、タル、之、ト、ハ、何、止、中、ノ、者

一

二

三

四

五

未、成、年、者

第一會及政務所

(昭和六年)

383259

第四系

第五系二

現設及日本軍中ニ係ル陸海軍ノ陸海軍人及公家官公及私立之學校ノ教員
陸海軍之陸海軍者及女子ハ改漢人等ニ
會同スルコトヲ得ス

第二項

第五系

現設及日本軍中ニ係ル海軍ノ陸海軍
軍人及公家官公及私立之學校ノ教員等
陸海軍者及女子ハ改漢人等ニ
會同スルコトヲ得ス

第三系

日本臣民ニシテ公権ヲ有スル成年ノ男子
ニ非サレハ改漢人等ニ
會同スルコトヲ得ス

集會條例

(昭和十三年)

第一系

改漢ノ國ニ事關シ海陸軍ノ陸海軍
ニ陸海軍人等ノ準備及備ノ名義ニ
在ル者ハ公家官公及私立之學校ノ教員
陸海軍工業ノ見習生ハ之ニ限ル
又ハ其ノ外ニカ入ルコトヲ得ス

第二系

改漢ノ國ニ事關シ海陸軍ノ陸海軍
現設及日本軍中ニ係ル海軍ノ陸海軍

383261

判例及通牒

(第五條)

刑牒

治安警察法實施之関係件(昭和三十二年三月廿九日
警察廳局長通牒警察廳第一〇五號)

警察視察員令(昭和三十二年三月廿七日
甲特第二四號)

一、二、三、四、五 略

第六條第五項ノ「諸宗教師」中ニ「耶穌教」ニテリトスルハ

華内教ノ宗教ニ從事スル者ヲモ包ムルヤ

内務大臣指合(昭和三十二年三月廿七日
甲特第二四號)

一、二、三、四、五 略

大分ニ愛スルモ心得レ但ニテリテ教ニ付テハ此テ然ル

ニ及フ

363263

議會改正案

(第五條)

第一項中「第三号乃至第五号」ヲ削ル(才四三議會植原悦三郎)

(才四三議會清瀬一郎)

(才四三議會浜田國松)

(才四三議會清瀬一郎)

第一項才四号中教員ノ下ニ「帝國大學及專門學校令ニ依ル學校ノ教員ヲ除ク」ヲ加フ
(才四三議會委員會修正案)

第一項中才五号ヲ削ル

(才四三議會 押川方義)

(才四三議會 同人)

(才四三議會 松本若子)

第一項中才六号ヲ「十四歳ニ滿タサル者」ト改ム

(才四三議會 清瀬一郎)

第一項中才七号ヲ削ル

(才四三議會 日比國明)

第二項中「女子及」ヲ削ル

(才四三議會 横井時雄)

(才四三議會 代越典三郎)

(才四三議會 植原悦三郎)

(才四三議會 清瀬一郎)

(押川方義)

(才四三議會 浜田國松)

(一宮房次郎)

(小山松壽)

383264

(押川万茂)

(才四王議會 松本石平)

(横山金太郎)

(一宮彦太郎)

才二項ヲ「未成年者」ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タル
コトヲ得ス
「才三議會」日野國明

才二項ヲ「未成年者」ハ公權剝奪者及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同
スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

(才二議會 日野國明)

(才三議會 野添宗三)

(才三議會 関 直彦)

人

才二項中「女子及未成年者」ヲ「十四歳ニ滿タリ」ト改ム
(才四議會 清瀬一朗)

才三項ヲ削ル

(才二議會 日野國明)

(才三議會 野添宗三)

(才三議會 関 直彦)

383265

第六條 日本國民ニ非カル者ハ政事上ノ結社ニ
加入シスハ公衆ヲ會同スル政談集會ヲ發起人
タルコトヲ得ス

383266

集會及改元法

(昭和二十二年)

第一章

第五條 左三場クル者ハ改元集會ノ一發起人タルト

シ得ル

一、日本臣民ニ非サル者

ニ限

第二十四條 改元ニ於テハ日本臣民ニ非サル者ヲレテ加入セ、タ

ルコトヲ得ル

第七條 改元集會ニ於テハ日本臣民ニ非サル者ヲレテ
議決議決者タルコトヲ得ル

集會及改元法

(昭和二十二年)

第三條 日本臣民ニレテ公権ヲ有スル成年ノ男子ニ
非サルハ改元集會ノ一發起人タルコトヲ得ル

第二十六條 改元ニ於テハ分五人ヲレテ加入セ、レタルコトヲ得ル

第五條 改元集會ニ於テハ分五人ヲレテ議決議
決者タルコトヲ得ル

集會法

第三十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作
出版集會及改元ノ自由ヲ有ス

學後

政後集令

一政後上ノ事項ヲ講談論議スル集令ヲ云フ(鐵田地士)
 二政事集令上ノ政後上ノ事項ニ影響有ク及キテ目
 録トスル集令ヲ云フ(有光後、佐々木地士)

(第之条)

第七條

結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會、議員

ニ對シテ其ノ發言中ニ何議會外ニ於テ責任ヲ

337559

負ハシムルノ規定ヲ設クルコトヲ得ス

第一章 凡政

第七年
（昭和十三年）

383269

第一章 凡政
一、議會之組織及權限
二、議會之職權
三、議會之經費
四、議會之紀律
五、議會之其他事項

第二章 議會之組織

（昭和十三年）

第二章 議會之組織
一、議會之組織
二、議會之職權
三、議會之經費
四、議會之紀律
五、議會之其他事項

第三章 議會之職權

第四章 議會之經費

第四章 議會之經費
一、議會之經費
二、議會之經費
三、議會之經費
四、議會之經費
五、議會之經費

第五章 議會之紀律

383270 第

八條 安寧イテ、之ヲ保持スル爲メ必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動ニ若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散ニ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得

結社ニシテ前項ニ該当スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ遠甚處分ニ由リ權利傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一章 及改定

（凡此云々）

383271

第十三条 遺失物拾得ハ其ノ場合ニ於テ其モノノ所有者ノ解明アリ

一、略

二、

三、

四、

五、集人等ノ状況安寧秩序ニ妨害アリト
認ムトキ

第三十条 被疑者ニテ安寧秩序ニ妨害アリト認ムル

トキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

第十三条 預金者ハ其ノ預金ノ秩序ニ妨害アリト

認ムルトキハ何等ノ場合ニ拘ラス其ノ

集人等又ハ多量集運動ヲ禁止スルコトヲ得

第一章 及改定

（凡此云々）

第七条 第一項第二項

集人等又ハ多量集運動ヲ禁止スルコトヲ得

認ムルトキハ何等ノ場合ニ拘ラス其ノ

集人等又ハ多量集運動ヲ禁止スルコトヲ得

第十四条

後援に奉安ハセノ場合ニ於テ其奉安ノ解散
ヲ年々行フコトヲ曰

一 略

二 (第十三条ヲ参照スルニ) 奉安ノ秩序ニ於

テ表アリト認ムルコトヲ

三 略

四

五

第十三条 凡ソ既知ニシテ其奉安ノ秩序ニ於テ表アリト

認ムルコトハ同義大庭ハ其奉安止スルコトヲ

得——以下罰則略

保安条例

(昭和十三年)

第十三条

奉安ノ奉安又ハ其奉安ノ線ノ許可ヲ
得タルトモトヲ問ハス後援に奉安ニ於テ必
ト認ムルコトハ之ヲ禁スルコトヲ得——罰則略

奉安ノ奉安

(昭和十三年)

第十四条

(以下既知ニシテ其奉安ノ秩序ニ於テ表アリト
認ムルコトハ同義大庭ハ其奉安止スルコトヲ
得タルトモトヲ問ハス後援に奉安ニ於テ必
ト認ムルコトハ之ヲ禁スルコトヲ得——罰則略
コトアリトモトヲ問ハス後援に奉安ニ於テ必
ト認ムルコトハ之ヲ禁スルコトヲ得——罰則略

第百卷之三

不之系 係山ノ教義に基く官ハ——公衆ノ事(公衆)ニ由る
アリト認ムルトキ——全人等ノ糾散ニ
ム(ハ)

(十五年布告ヲ其ノリテ述カ) 市況ノ場合ニ於
テ解散リ人等ニタルトキ 地方長官(市長)ニ於
テ視察セハ其ノ情状ニ依リ該市者ニ付
一箇年以内ノ期間内ニ於テ公衆改良ヲ海派
締議スルヲ禁ル其ノ既ニ該市ハ仍ホ
之ヲ解散セルムルトキ 地方長官ハ其ノ情
状ニ依リ更ニ其ノ該市者ニ付一箇年
以内ノ全國內ニ於テ公衆改良ヲ海派締議
スルヲ禁ルタルトキ付

(通公不系 市況ノ場合ニ於テ該市者ハ其ノ既ニ該市ハ仍ホ
不之系ニ於テ其ノ情状ニ依リ該市者ニ付一箇年
以内ノ全國內ニ於テ公衆改良ヲ海派締議
スルヲ禁ルタルトキ付)

(通公不系 市況ノ場合ニ於テ該市者ハ其ノ既ニ該市ハ仍ホ
不之系ニ於テ其ノ情状ニ依リ該市者ニ付一箇年
以内ノ全國內ニ於テ公衆改良ヲ海派締議
スルヲ禁ルタルトキ付)

判例及通譯

(第八條ノ)

判例 警察官等ハ依リ警察官法第八條ニ依リ集會ヲ解散
 シタルトモ解散命令ノ執行方法トシテ命令氣ノ勿論集會
 ノ主會者ヲモ現場ヨリ退去セラルコトヲ得、而シテ同法
 第十一條ハ集會ヲ解散スル場合ニ關スル規定ニ非サズ
 以テ集會ヲ解散シタル場合ニ偏、故ラ喧擾又ハ往
 來ニ涉ル者ノルモ第十一條ノ規定ニ依リテ要ナク同法
 第八條ニ依リ警察官等ハ其補助者タルリ查ミテ之ヲ
 其者ニ對シ退場ヲ命ジコトヲ得ルモノトス、故ニ此等
 解散ノ場合ニ於テ退場ヲ命ジタル集會ノ主會者ニ退場ヲ命ス
 ルハ其後終ニ執行ニおナラズ (大正三十七年四月判例)

通譯

政費及ノ通譯ニ關スル件 (昭和三十一年七月一日
 最高裁判所長官裁判、後附第九号)

目下政費及ノ通譯各地方官廳ニ於テ是レテ政費及ノ通譯
 僅モ不十分ナル近者一俸ノ要風ヲモレ甲派ノ集會者
 對シテハ乙派之ニ妨害ヲ加ヘ甚クシキハ其ノ集會ヲ解散セ
 シルノ手段トシテ多數ノ無賴漢ヲ驅テ人多クシテ之ヲ
 喧擾ノ確メヲ有シタル等ハ其ノ及政社等ノ規定ニ依リ
 喧擾ヲ爲シ又ハ狂暴ニ陥ル者多ク場所ニ退出セラル等果
 然ノ事ハ其ノ國ニキハ勿論ニ付、一處令ノ此様ヲ失レテ果
 然然者ヲ制スル能ハズ、故テ要テ要ケル集會ニ解散
 ヲ命スルニ至リ付、警察官ノ威信、因テ損傷者多ク、故
 令ニ於テ喧擾ヲ豫防スルヲ以テ取締ノ必要トシテ、其止
 ムヲ待サルニ非サル限リ、最後ノ手段タル集會ノ解散ヲ

も集あふ為め身に一定の服装を執る者た皆し
 強て勅諭一日の事を休むてまゝ冬知させやうはこゝを
 案にもくむから斯の如きことを教諭せしむるも
 又今更の運動にこそ各個人の責任をも負せしむる
 為め冬知する者の氏名を之を提出しむることとし
 為め今更許可したるは案に行列である屋外に於
 ける段々遠退するを許可せしむる方針なりといふ
 後前と同様である。

終りに一言したいことを議會は吾々國民を代表する
 ものである開会中の議會は誠に非難せしむるが如
 英國の如き國に於てすら後金開会中は其周囲一帯
 以外に於ては訪見等の準備の爲め又は其名義の下
 に五十人以上を集會することと禁禁してある位である
 故に尤く是等の事情を辨して立憲國民に恥ぢざる
 様注意し我國に於ては如何に規定を必要とする
 案を擧げしむること切に希望する次第である。

警察視察に於ける多衆金動許可條件

一 酒氣ヲ帯び若ハ異様ノ服装ヲ爲セル者ヲ参加セシ
 サルコト

二 冬知者ハ隊ノ列隊ヲ編成シ出發ノ際混雜セシ様
 單條ニシテ

三 隊伍ハ二十人以上ハ一隊毎ニ監督者一名以上ヲ附シ
 令書(佐ヲ員ノコト)監督者ハ隊ノ住所氏名ヲ届出
 シ當日、特に標式ヲ附スルコト

四行自二列以下タルト

五、鐘鼓法螺喇叭ノ類ヲ鳴ラシテ若シ大形ノニ過クル様式
ヲ用ザルヲ

六、街角電車横断地ト云々ニ際メ責任者ヲ配定シ
警察及ト協力シテ交通支障ナカラシムルコト

七、儀仗ニ總氏三十名以下ノお卦カサントヲ希望ス
八、演説ヲ為サント

九、運動ハ午後ニ時限リニ市橋前ニ花ヲ解散スルコト
十、部隊ニ取締警察官ヲ附スルコト

十一、治安上必要アリト認めルトキハ何時ニテモ運動ヲ禁止
シ又ハ解散セシムルコト

時子後

(第八卷)

制限ハ集會ノ制限トハ集會ノ對スル一室ノ自由ヲ制限スル
ノ謂ナリ(有支後)

禁止ハ林手止ハ集會ノ感ニシテ不能ナラセラル行為ナリ(有支後)
解散ハ解散ハ法律上集會ヲ消滅セラル行為ナリ(有支後)
解散命令ノ執行方法トシテ令會衆ハ勿論集會ノ
主體者ヲモ現場ヨリ退出セラルトモ得(大正三二年
七月判決)

383281

議會改正案

(野人修)

屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群集ニシテ安寧秩序ヲ
紊レタル場合ニ於テハ警察官ハ集會若ハ群集ヲ解散
シ又ハ運動ヲ制限スルコトヲ得

(苗上議會植原悦一郎)

(苗上議會清瀬一郎)

(才田西議會浜田國松)

(才田五議會清瀬一郎)

383282

第九條 集會ニ於テハ重罪輕罪ノ豫審ニ関スル事
項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談論議シ又ハ傍聴
ヲ禁シタル訴訟ニ関スル事項ヲ講談論議スルコトヲ得ス
集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若
ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人
人ヲ陷害スルノ講談論議ヲ為スコトヲ得ス

383283

人衆の政令

第九年
(昭和十三年)

第十系 衆人等ニ於テ犯罪ヲ由レ又ハ刑律ニ
触レタル者其ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護
シ又ハ賞恤シ又ハ犯罪ヲ教唆スルノ談話
ヲ禁スコトヲ得ス

衆人等及政令

(昭和十三年)

第十一系 凡ソ衆人等ニ於テ犯罪ヲ由レ又ハ刑律
ニ触レタル者其ハ刑事裁判中ノ者ヲ救
護シ又ハ賞恤シ又ハ犯罪ヲ教唆スルノ談話
ヲ禁スコトヲ得ス

衆人等及政令

(昭和十三年)

第十二系 衆人等ニ於テ犯罪ヲ由レ又ハ刑律
ニ触レタル者其ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護
シ又ハ賞恤シ又ハ犯罪ヲ教唆スルノ談話
ヲ禁スコトヲ得ス

判例及通説

第九章

判例(五事項) (一)内閣が勅令後令を於テ不聴衆ニ對シテ代
表會議内閣ニ對シテ不執行スル爲メ議會ニ於テ
總理大臣ニ接近シ敏捷ニ或ル事件ノ爲ニテシテ名ヲ聲ヲ擧
ズルヲ得ヘキモ此ノ邊境ヲ代議士ニ期待シ難キニ因リ國
民的制裁ノ以テ死刑ヲ執行スル所ナク聽衆中不賤
岳ニ於ケル者若シキモ此ノ目的ヲ達スル以テ之ヲ
トノ執着ヲ述ヘサルトモ其ノ行為ハ字ニ當時ノ内閣ヲ
攻撃シテ其ノ更迭ヲ促サシカ爲メ、席上ナル論鋒ヲ
用キタルハ止ラスレバ當局者ノ身体生命ニ對シテ危害
ヲ加マル者ノ出テシテトシ新獎レ即チ治安警察法第
九条第二項ニ所謂集會ニ於テ犯罪ヲ煽動シタル者ノ

(三) 九条三項ノ「治安警察法第九條二項ニ所謂「賞恤」トハ
 賞揚・憐恤ノ意義ニシテ「犯罪人」トハ其ノ死セシメント至ト
 刑ノ執行ヲ終リシメント至ト相同ニスルヲ確定判決ニ因リ
 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ指稱スルモノトス又「犯罪人」ヲ
 賞恤スルトハ犯罪ニ関聯シテ犯罪者其人ヲ賞恤スルノ
 ことナルモ其ノ犯罪ノ内容ヲ指稱スルモノハ必要ニ非ス
 (昭和四十四年十一月二十七日宣告)

學後

(第九卷)

煥然一煥動ト特宜人又ハ不特宜人ニ對シ特宜ノ犯罪
 行為ヲ犯ス意恩ヲ排拒スルノ謂ナリ(有支後)
 曲在ハ曲庇トハ積極的ニ犯罪ヲ實行セシムルニ非スレテ
 消極的ニ犯罪行為ヲ糾復スルヲ云フ(有支後)
 賞恤ハ其意場憐恤スルヲ云フ(有支後)
 赦復ハ赦復トハ底復スルヲ云フ(有支後)

383206

第十條 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ規
定ニ違背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ
害スルノ虞アリト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其ノ
人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得

383288

判例及通牒

(第十卷)

通牒

政務委員会ノ取締ニ関スル件

(昭和十一年八月分)
政務委員会委員長
秘書長
秘書

政務委員会ノ取締ハ自今以後ニ慎重ヲ加ヘ孰半停
止スルノ如キハ可成之ヲ避クル方針ニ由ルヲ要ス
左ノ如キ及通牒件

383283

34
1k

學從

第十卷

一、中止は具體的、即ち、備後論議見人ノ其ノ集會
ニ於ケル備後論議ヲ中止スル事ナリ。特ダ一人ノ
目的トシテ收斂シ其ノ集會ニ於ケル備後論議ノ全
部ヲ中止スルノ謂、非ズ（有友後）

383290

議會ノ改正案

(第十條)

「違背シ」ヲ「違背シタル」ニ改メ、其他安寧秩序ヲ紊レ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルヲ削ル (才四三議會 植原悦二郎)

(才四三議會 清瀬一郎)

「違背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊レ風俗ヲ害スル虞アリト認ムル」ヲ「違背シタル」ニ改メ (才四五議會 清瀬一郎)

十一條 結社集會スハ多ク運動ニ関シ警察官
 官ノ許可アリタルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ
 又ハ警察官、主タル社員若ハ主タル會同者ト認
 めル者ニ於テモ之ニ答フヘシ

警察官署ハ制服ヲ着シタル警察官ヲ派遣シ政
 事ニ関シ公集コ會同スル集會ニ臨監セシムルコトヲ得
 其ノ集會ニシテ政事ニ関セサルモノト雖モ安寧秩序
 ヲ妨害スルノ虞アリト認めルトキ亦同シ此場合ニハ緊
 起人ニ於テ又ハ警察官、主タル會同者ト認めルトキモ
 テ警察官官ノ求ムル席ヲ供スヘシ

係人等及改取也

(明治廿五年)

第十一系

第八系 改取係人等ハ其收ヲ着レタル改取係人等官

ヲ改取シテ改取係人等ニ改取セシムルコト

ヲ得

改取係人等ハ改取係人等ノ其ノ收ノ下ノ部ヲ

供レタル係人等ノ國スル事項ニ付尋問アリテ

其ノ中ハ之ニ答ヘテ

改取係人等ノ其ノ收ノ下ノ部ヲ其ノ收ノ下ノ部

ノ其ノ收ノ下ノ部ヲ其ノ收ノ下ノ部

第一項ノ條ニ付尋問アリテ

係人等及改取也

(明治廿五年)

第九系 改取係人等ハ其收ヲ着レタル改取係人等官

ヲ改取シテ改取係人等ニ改取セシムルコト

改取係人等ハ改取係人等ノ其ノ收ノ下ノ部ヲ

其ノ收ノ下ノ部ヲ其ノ收ノ下ノ部

何事ナリトモ之ニ回答スベシ

改取係人等ニ付尋問アリテ

其ノ收ノ下ノ部ヲ其ノ收ノ下ノ部

其ノ收ノ下ノ部ヲ其ノ收ノ下ノ部

係人等及改取也

(明治廿五年)

第五卷

上
年
一

總、案 署ヨリハ口頭リシ着シタル
 ヲ會場ニ派遣シ其決ヲ記シ
 檢査シ
 場ヲ監視セシムルニアリ

(十五) 第一 市販 第二 市販 第三 市販 第四 市販 第五 市販 第六 市販 第七 市販 第八 市販 第九 市販 第十 市販 第十一 市販 第十二 市販 第十三 市販 第十四 市販 第十五 市販 第十六 市販 第十七 市販 第十八 市販 第十九 市販 第二十 市販 第二十一 市販 第二十二 市販 第二十三 市販 第二十四 市販 第二十五 市販 第二十六 市販 第二十七 市販 第二十八 市販 第二十九 市販 第三十 市販 第三十一 市販 第三十二 市販 第三十三 市販 第三十四 市販 第三十五 市販 第三十六 市販 第三十七 市販 第三十八 市販 第三十九 市販 第四十 市販 第四十一 市販 第四十二 市販 第四十三 市販 第四十四 市販 第四十五 市販 第四十六 市販 第四十七 市販 第四十八 市販 第四十九 市販 第五十 市販 第五十一 市販 第五十二 市販 第五十三 市販 第五十四 市販 第五十五 市販 第五十六 市販 第五十七 市販 第五十八 市販 第五十九 市販 第六十 市販 第六十一 市販 第六十二 市販 第六十三 市販 第六十四 市販 第六十五 市販 第六十六 市販 第六十七 市販 第六十八 市販 第六十九 市販 第七十 市販 第七十一 市販 第七十二 市販 第七十三 市販 第七十四 市販 第七十五 市販 第七十六 市販 第七十七 市販 第七十八 市販 第七十九 市販 第八十 市販 第八十一 市販 第八十二 市販 第八十三 市販 第八十四 市販 第八十五 市販 第八十六 市販 第八十七 市販 第八十八 市販 第八十九 市販 第九十 市販 第九十一 市販 第九十二 市販 第九十三 市販 第九十四 市販 第九十五 市販 第九十六 市販 第九十七 市販 第九十八 市販 第九十九 市販 第一百 市販

判例及通牒

383294

判例 (第一項尋常ノ裁決中發覺犯罪者ニ出頭シ裁決ノ存否)

發覺犯罪者ニ對シテ第一ノ條第八條ノ規定ニ反公署ノ

召喚ニ應ジ出頭スル裁決アル者乃正當ノ事由ナクシテ

召喚ニ應セサル違法ノ行為ヲ要罰スル者故ナリトス(大

正三事大審院判例)

召喚ニ應スル裁決ハ法令ノ明文ニ之ヲ規定セルト又解

釈ニ依リ之ヲ認メキモノトシ同リトモ召喚ニ應スル

カ爲メ單ニ其ノ召喚不應者ノ失權ヲ事ニ止マルカ如キ

場合其他特別ノ要罰規定アル場合ノ如キハ召喚ニ應

ヒサル發覺犯罪者ニ對シテ第一ノ條第八條ノ規定反トシ

テトナレ(大正三事大審院判例)

383285

此子説

(第十一卷)

臨監 一臨監下ニ特ニ集メ又ハ備後降後ノ内容取締
ノ目的ノ爲ニ集メ考場ニ於テ答答カ臨席監修
スルコト云フ(有光説)

383296

第十ニ管 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ故ラニ
喧嘩シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ
制止シ其ノ命ニ侵ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムル
コトヲ得

美士象

一
體
本
之
身

集人書友跋

（順治二年）

第百系 會場之長テ故ニ喧擾リカヘ又ハ粗暴
ニ附ルモノアルト申ハ發見ナキ旨ハ上リ申上
其ノ人等ニ見ハサレテハ人會場ヨリ退去セ

止ム下ヲ得

判例及通牒

(第十三条)

383298

判例 治安維持法第八條第十三条ノ意旨ヲ犯シテ多衆
ノ暴行ヲ爲シタル場合ニ其ノ意思ニ基キタル強姦
暴行ノ所爲ニハ強姦ノ法律ニモノミテ其ノ場合ノ爲シ
タル暴行ノ所爲ノ所爲ノ自衛者ノ其ノ意思ニ出ルカ
又ハ強姦ノ所爲ノ意思ニ基キ多衆集會ノ場合ニ於テ集會
者其ノ意思ニ基キ暴行ノ所爲ニ爲シタル場合ノ如キハ
強姦ノ行爲トシテ之ヲ制裁スヘキモノトス。要スルニ治安維持
法第八條及ノ罪ト強姦罪トヲ区別スル標準ハ暴行
ノ所爲ノ其ノ意旨ヲ利用シタル否ニ在リト謂ハレ
ル(大正四年十月三十日判決)

第十三條 集會及多衆ノ運動ニ於テハ戎器又ハ兇

383299 谷ヲ揚帶スルコトヨ得ハ但ニ制規ニ依リ戎器ヲ携帶
スル者ハ此ノ限ニ在ラス

集會及改札

第十三条

(昭和廿五年一)

第九条 集會及運動ニハ我器又ハ我器ヲ携帯スル
會内スルコトヲ以テ不檢ニ依リ我器又ハ
我器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニ在リ

集會及改札

(昭和廿五年一)

第十条 集會ニハ我器又ハ我器ヲ携帯スル者
以下ノ條不檢ニ依リ我器ヲ携帯ス
ル者ハ此ノ限ニ在リ

保子條例

(昭和廿五年一)

第十二条 第一項

集會者ニハ我器ヲ携帯スル者又ハ
各自ニ携帯スル者ハ各本刑ニ二倍ヲ
加フ

第十三条 第一項

三 持子ノ理由ニ因リ我器ヲ許可シ得タル者
ヲ除ク外 銃器短銃火藥刀劍仕込
等ノ類ニテ携帯運搬販賣ヲ禁ム事

383301

此後

(第十三条)

武器 一 武器トハ用法ノ性質上人ヲ殺傷スル武器ナリ
例ピストル、刀劍 (有是後)

兇器 一 用技ニ依リ人ヲ殺傷スルヲ得トス武器ト云フ (有是後)
例 棍棒、庖丁

383302

第十四條

秘密、結社ハ之ヲ禁ス

393303

保安系份

(昭和二十年)

第十四系

第一系
凡ノ秋窓ノ
疏紙又ハ集
合ハセテ
(昭和二十年)

383306

秋密結社

世子後

(第十四卷)

一、秋密結社トハ社員以外ニ其ノ結社ニ関スル事項ヲ漏
洩スヘクニサントスル社員ノ規約上ノ義務ト爲セン結社
シムフ(並ニ其ノ規定ニ依ル)

ニ、秋密結社トハ其ノ存在自認及ニ主ナル社員ヲ社員
及社員タラシメトスル者以外ノ者ニ秋密ミズンモノナリ
(有芝後)

383305

第十五條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議決議
事準備ノ爲ニ相團結スルモノニ對シテハ第一條及
第五條ヲ適用セス

383306

采金會及改張地

第十一号

(昭和廿五年)

第三系 第五項乃至第五項終

法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議決事項
準備ノ爲ニ選舉權ヲ列スル者及被選舉
權者ノ有スル者ニ限リ金匱日誌ノ採金
ハ投票票ノ日ヨリ五十日間ハ第三項ノ函ニテ
要セス

第十六條 街頭其、他公衆、自由ニ交通スルコトヲ
 得ル場所ニ於テ文畫圖画、詩歌ノ揭示、頒布
 朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其、他ノ作為ヲ爲シ
 其、状況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞
 アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコト
 ヲ得

判例及通牒

(第十四卷)

判例 治安警察法第十四條ノ規定ハ、街道其他公眾ノ自
由ニ交通スル所トシテ得ル場所ニ於テ(中略)言語形容其他
ノ行為ヲ爲シ其状況ヲ察シ秩序ヲ紊ス(中略)ノ虞アリ
ト認ムルキハ治安警察法ニ於テ禁止ヲ命ズル所トシ得トス
此禁止命令違反ノ所爲アリテ同法第二十九條ノ
罪ヲ構成スルニ至ルモノナレハ、街道ニ於テ群衆ニ對シ暴行
待後長トシテ不忠不臣ノ行爲ヲナシ不敬ノ罪ヲ犯セル
者アリテ其首領トセル政黨ノ内閣ヲ推シ知ルモノナ
ラス此ノ如キ者ニ政權ヲ握ラレタルニ不可ナル者ノ政後ニ給
テハレキ口實ヲ爲シテリト云フニ止マリ治安警察法ニ於テ
其違反ノ禁止ヲ命ゼラレナカラ者之ヲ追述シテモモ
非ザル事實ハ罪トナス(大正三年十月十日大法院判決)

33309

學後

(第一章)

自由ニ交通スル得ル場所

一自由ニ交通スル得ル場所トハ、之レニ道路、其他交通
手段ニ供スル土地ニ限リ、廣ク公衆ノ耳目ニ触
ル土地ノ範圍ヲ指稱ス。(鐵田博士、前記)

第十七條 左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴

行負迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ
他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ為スル
團結ニ加入セシメスハ其ノ加入ヲ妨クルコト

二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ外使用
者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若ハ勞務ニ從事スル
ノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停
廢セシメ若ハ勞務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶
セシムルコト

三 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト
耕作ノ目的ニ出ル土他賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユ

ルカ爲相手方ニ對シ暴行強迫シ若ハ公然誹毀スルコト
ヲ得ス

(第十七条ノ)

判例及通牒

383311

判例

治安警察法第十七条第一項ノ所謂第三條ノ目的ヲ以テ他人ヲ煽動スルトキハ同条第三條記載事項ノ結果ヲ惹起セシムルヲ期シテ煽動ノ行為ヲ行フノ意ニおナラザルヲ以テ右違反罪ノ構成ニ其ノ期付ノトハ煽動ノ行ハルヲ以テ是リタルニ結果ノ惹起ヲ要スル目的トシ又其目的カ煽動行為ノ主要ナル動機タルヲ要セザルトハ將本ノ罷業遂行ヲ煽動スルト致ニ遂行レシアル罷業ヲ繼續スル煽動スルハ其ノ當否停業ノ結果ヲ惹起スルト同一ナルヲ均シ治安警察法第十七條ノ違反行為タルトス(大正八年三月三十四條)同九年三月十日(有案)

通牒

治安警察法第十七條ノ適用ニ關スル件
依命令通牒 (大正八年八月二十五日
内務省及内務省警察第三五五號)

治安警察法第十七條誘惑煽動ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ凡ソ一般治安警察局長事務打合せ會合ノ際内務省ニ於テハ訓示ノ次第有之同知照罷業カニ工場内ニ於テハ自其のノミナル場合ト部外者ノ煽動誘惑ニ基ク場合トヲ以テ別レ前者ニ付テハ免分ニテ取締ル可トスる者席了知ノ下ニ存能モ近時同照四般者ノ頻者ニ際シ司法者毎年者等ニ於テハ別紙ノ如ク右ノ同様ナル方針ノ下ニ所屬府廳ノ通達有之付テハ治安警察法第十七條ノ適用ニキ事實惹起シタル場合ニテハ關係及種ト依テ之ヲ裁テ可然市村長裁奪スル可也

海軍次官より海軍省長宛

同盟艦隊取組ニ関スル件

目下ノ状況ニ鑑ミ各鎮守府司令長官並各要港
司令官宛別紙ノ通函牒致度併条異存無
之付ハハ貴省関係ノ白ニ付是取計正和未決
方照会ス

(別紙附)

現時ノ状況ニ鑑ミ海軍省憲法第十七條ノ趣旨ニ
関スル一段方針ニ付左記ノ通函関係者者ト協議致
正和未決ニ依リ整理致意、但し個々ノ場合ニ於
テ事急速ヲ要スル場合ヲ除クハ外檢査者著手前二種
指揮ヲ請ヒシテ

左記

一、海軍省以外ノ者海軍省ノ同盟艦隊取組ヲ請フ
煩勞シテ同盟艦隊ヲ為レルトキハ同法要分ニ付スル
為メ檢査ス、其ノ同盟艦隊取組ヲ為ルニ至ラン場合
ト多モ事情ニ依リ檢査スルコトアル
二、同盟艦隊取組ヲ遂行スル為メ他人ニ對シ暴行等
爲ル者ハ公法刑罰ニ付スル者トシテ檢査ス
三、同盟艦隊取組ヲ為レル檢査者ノ請或煩勞等ハ
公法上方法ニ請或煩勞ヲ為レルトキ是ハ同盟
艦隊取組ハ公法上請或煩勞ニ至ルコトキ限リ之ヲ檢査
ス

刑部 秋第弔解

大正八年八月十九日 司法省 刑部局長

内務省 警察局長 為是宛

治安警察法第十七條ノ犯罪カ分關スル件

右ニ付別紙ノ通者格事云ニ因據致仕余地方長官ニ
此者所ノ事連在余能據致仕此所及照分付
(別紙写)

治安警察法第十七條ノ犯罪カ分關スル件

近時凶惡犯罪甚多各地ニ頻發シ其影響者看過ス
カラザルモノ有之付テハ是ニ關スル犯罪カ分關
針ニ依リ取扱致度、為急速ニ要スル場合ノ余事
犯ニ付カ分關カ事者、余後者能據致仕依命生

及通牒付

一治安警察法第十七條ノ犯罪カ分關スル件
此ノ他人ニ對シ暴行ヲ加ヘ又ハ公然ニ誹謗シタル者ハ
之ヲ檢査スルモノト

二同法第一項第三條ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若クハ
煽動シタル場合、於テ其ノ誘惑若クハ煽動シタル者
カ者該ニ場合ノ者ナルトキハ之ヲ檢査スルモノト

三前項ノ誘惑若クハ煽動シタル者カ内閣ノ者ナルトキハ
其ノ其ノ誘惑煽動ノ方法カ公出ナルトキ若クハ因襲
罷業カ公出ノ者ナルトキハ之ヲ檢査スルモノト

四右第一項及第三項ノ場合ニ於テハ其ノ因襲罷業若クハ
為スニ至ラザルトキト第ニ之ヲ檢査スルモノト

學後

(第十七章)

暴行、一人ノ身体其モノ對テ一切ノ攻撃ヲ云フ(有光後)

ニ暴行トハ不正ノ腕ヲ用オルヲ云フ(織田博士)

脅迫、一定ノ害ヲ加フヘキトテ告知・威嚇スルヲ云フ(有光後)

ニ言語又ハ形容ヲ以テ恐怖ノ念ヲ起サレルヲ云フ(織田博士)

公然非毀

一、多數人ノ認知し得キ状態ニ於テ人ノ社会的地

位又ハ價值ヲ侵害スル行為ヲ云フ(有光後)

ニ名誉ヲ毀損スヘキ事實ヲ多數人ノ前に告知

スルヲ云フ(織田博士)

誘惑、誘惑トハ主トシテ理性ニ訴ヘ自由ナル意思ノ決

定ヲ迷失セシムル行為ヲ云フ(有光後)

ニ誘惑ハ主トシテ理性ニ訴ヘ煽動ハ主トシテ感情

ニ訴フルノ差アルモ他人ヲシテ意思ノ自由ヲ失

ハレルハ皆一ナリ(織田博士)

煽動、感情ニ訴ヘ自由ナル意思ノ決定ヲ迷失セシムル

行為ヲ云フ(有光後)

383314

第十七條 削除

議會改正案

(第十七條)

(才四十一議會 植原悦之郎)

(才四十三議會 清瀬一郎)

(才四十四議會 浜田國松)

(才四十五議會 清瀬一郎)

(横山金太郎)

383315

第十八條

行政官廳ハ治安秩序ヲ保持スル爲
必要ト認ムルトキハ戎器爆発物又ハ戎器仕込ミタル
物件ヲ携帶ヲ禁スルコトヲ得

判例及通牒

(第十八条)

判例 治安警察法は其第十八條ニ於テ行政官廳ニ附屬スル治安秩序ノ保持ニ必要ト認めルル命令ヲ以テ我々警察官物又ハ我々警察官仕込タル物件ノ携帯ヲ禁ムル權能ヲ以テセリ、而シテ其禁止命令ハ必要ニ應レ全國ニ亘リ若クハ一室ノ地域ヲ局リ又ハ一般ノ人ニ對シ若クハ特殊ノ人ニ限リ又ハ永久ニ亘リ若クハ一定ノ時期ヲ刻シテ之ヲ禁ムルコトヲ得ヘキモノトス。但シ此等ノ命令ハ其第二十條ハ其適用ノ例ニシテ永久ニ亘リ特殊ノ人ニ對シ(突坑縁人、川船縁人、石炭仲仕人、土才掘人ノ指ス)ニ對シ移住人等ノ特殊ノ地域ニ依リテ治安警察法第十八條所定ノ物件ヲ携帯スルコトヲ禁ムル、其

警察官固ヨリ治安秩序ノ保持上必要ト認めタルモノニ對シナサルヲ以テ固ヨリ命令但書ノ場合ニ該當セサル限リ又此等ノ行為ノ違法性ヲ阻却スル原因ノ存セサル限リハ此等ノ行為ヲ得ル事情ノ下ニ於テモ其禁止ノ違法行為ハ仍ホ治安警察法第十八條ノ罰則ヲ免ルルモノニ非ス。蓋シ禁止物件携帯ノ行為ノ主体カ直接ニ治安秩序ヲ害スル虞アリトシテ特殊ノ人ニ對シ禁止スル所止特種ノ地域内ニ於テ物件ノ携帯ヲ禁止シタル以上ハ他人ヲ教唆シテ之ニ及スル行為ヲ實行セリルハ法令ノ威力ヲ侮蔑スルモノナル取締上之ヲ受罰セサル可カラハハナリ(大正七年十二月十日判決)

383317

選擇

第十八条

治安警察法第十八条ノ適用ニ関スル件
治安警察法第十八条ノ適用ニ関シ地域又ハ身分ノ要件
等ヲ限リ一收ニ裁量權者物又ハ裁量ヲ付シタル物件
ノ携帶ヲ禁ズルノ必要アルトキハ其ノ事由ヲ詳述シ本大臣
官署ニシテ

特定人ニ對シ該法ヲ適用スルハ必要ナル否ハ之ハ依ルニ
前項ノ要否分ヲ為シタルトキハ本大臣ハ裁量スル
右訓令ニス

383318

議會改正案

(第八條)

行政官廳ハ安寧秩序ヲ保持スル爲必要ト認ムルトキハ
兵器爆発物又ハ武器ヲ仕込ミタル物件ヲ携帶シ若
許可ヲ得ズレテ之ヲ折持スルトヲ禁スルヲ得

(第十六議會 藤 金作)

383619

第十九條

第一條ニ違背シタル者ハ三十圓以下

ノ罰金ニ處シ第一條ノ届出ヲ爲スモ実ヲ以テ也
ナル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

株主及び社債

第十九条ノ一
(昭和廿五年)

第三十条 第三項ニ従フキハ其ノ後貸付五円以上五十円以

下ノ罰金ニ処ス

第三十一条 前条ヲ犯スル者ハ其ノ又ハ其ノ同
ヲ犯スル者ニシテハ其ノ又ハ其ノ同
三月

株主及び改組後

(昭和廿五年)

第三十二条 第三項ニ従フキハ其ノ後貸付五円以上五十円以
下ノ罰金ニ処ス
第三十三条 前条ヲ犯スル者ハ其ノ又ハ其ノ同
三月

第三十四条 第三項ニ従フキハ其ノ後貸付五円以上五十円以
下ノ罰金ニ処ス
第三十五条 前条ヲ犯スル者ハ其ノ又ハ其ノ同
三月

株主及び改組後

第三十六条 第三項ニ従フキハ其ノ後貸付五円以上五十円以
下ノ罰金ニ処ス
第三十七条 前条ヲ犯スル者ハ其ノ又ハ其ノ同
三月

383321

禁錮ニ要ス

（返）
第一項ノ規定ニ背キテ樹木ノ斫ス
ハ二年間スル所ノ事トシテ罰金也
ハ二月間ノ事トシテ罰金也
ハ三月間ノ事トシテ罰金也
ハ四月間ノ事トシテ罰金也
ハ五月間ノ事トシテ罰金也
ハ六月間ノ事トシテ罰金也
ハ七月間ノ事トシテ罰金也
ハ八月間ノ事トシテ罰金也
ハ九月間ノ事トシテ罰金也
ハ十月間ノ事トシテ罰金也
ハ十一月間ノ事トシテ罰金也
ハ十二月間ノ事トシテ罰金也

禁錮ニ要ス

383322

第二十條

第二條第一項又ハ第二項ニ違背シタ

ル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ第二項ノ届出ヲ

爲スモ実ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

才十四条

集會及政社法(明治十六年) (才二十条)
 才二条ノ届出ヲ為カスレテ政談集會ヲ開キ
 タルトキハ發起人ヲ三回以下ノ罰金ニ
 処ス才二条ノ届出ヲ為スモ實ヲ以テセザルトキハ
 發起人罰前項ニ同シ

集會及政社法(明治十六年)

才十四条

才二条ノ届出ヲ為サレテ政談集會ヲ開キ
 タルトキハ發起人ヲ三回以下ノ罰金
 ニ処ス其ノ會場ヲ貸與シタル者亦同シ

才十五条 才二条ノ届出ヲ為スモ實ヲ以テセザルトキハ

發起人罰前条ニ同シ

才十条

集會條例(明治十三年)

才二条ノ届出ヲ為サレテ集會ヲ催スモノ會
 主ハ二月以上三回以下ノ罰金若シ土日以上
 三月以下ノ禁獄ニ処シ其會席ヲ貸シタル
 者並ニ會長幹事及共謀談論者
 名前以上三回以下ノ罰金ニ処シ才二条ノ
 規定ヲ犯セタル者モ亦本条ニ依ル

383324 第二十一條 第四條ニ表北月ニタリ者ハ三十圓以下ノ
罰金ニ處シ第四條ノ屆出ヲ爲スニ実ヲ以テセサル
者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

集會及政社法（明治三十五年）（才二系）

才一系 才二系ノ認可ヲ受ケスシテ集會若ハ運動ヲ爲シタルトキハ発起人ヲ五円以上五十元以下ノ罰金ニ処ス

集會及政社法（明治三十五年）

才一系 才二系ニ背キタルトキハ発起人及教唆人ヲ十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

383 第二十二條 第五條又ハ第六條ニ違背シタル者ハ
二十圓以下ノ罰金ニ處テ第五條又ハ第六條ニ違
背シ入社セシタル者亦同シ

才三十一條

集會及政社法(明治三十九年)

(才三十一條ノ二)

才三十一條ニ背キ入社シタル者及入社セシメタル
後負ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

才三十四條ヲ犯シタル後負ハ四割前項ニ同シ

才三十七條

才五條才六條ヲ犯シタル者ハ二円以上二十円
以下ノ罰金ニ処ス

才七條ヲ犯シタル發起人又ハ政談集會ニ
会同スルコトヲ得サル者ヲ勸誘シテ会同
セシメタル發起人ハ罰前項ニ同シ

集會及政社法(明治三十九年)

才三十六條

才三十一條ヲ犯シタル者及才四條ニ背キ會同

シタル者及其ノ之ヲ制止セサル發起人ハ二円
以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

才五條ヲ犯シタル發起人ハ罰前項ニ同シ

政談集會ニ會同スルコトヲ得サル者ヲ

勸誘シテ會同セシメタル發起人ハ本條才項

ノ例ニ照シテ一寄ヲ加フ

才三十二條

才三十一條ニ背キ入社シタル者及入社セシメタル

後負ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

才三十六條ヲ犯シタル後負ハ四割前項ニ同シ

集會條例

才十四條

才七條ノ制限ヲ犯シタルトキ會主會長及ヒ

社長幹事ハ三月以上二十日以下ノ罰金
 若シハ十日以上三月以下ノ禁獄ニ処シ其他
 情状ノ重キモノアルハ其ヲ解散セシム其刑
 限ヲ犯レテ入社シ又ハ臨時會スル者ハ三月以上
 二十日以下ノ罰金ニ処ス

(第三十條、二)

383329

第二十三條

第八條第一項ノ制限若ハ禁止ノ

命ニ違背シ又ハ解散ヲ命セラレタル後仍解散セサル
者ハ二月以下ノ(輕禁錮)又ハ三十圓以下ノ罰金ニ
處ス

第八條第二項ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ六月
以下ノ(輕禁錮)又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

才二十條 38333

集會及政社法（明治二十六年）

（第五條）

警察官より解散ヲ命セラレタル後仍解散セザル者又ハ退出ヲ命セラレタル後仍退出セザル者ハ
十日以上三月以下ノ輕禁錮又ハ二月以上二十日
以下ノ罰金ニ処ス

才三十四條

才二十九條ノ禁止ノ命ニ従ハズシテ仍結社ノ実
アル者ハ一月以上六月以下ノ輕錮又ハ十円以上
百円以下ノ罰金ニ処ス

才十八條

集會及政社法（明治二十三年）

才七條ニ背キクルトキハ發起人及散會人ヲ十円
以上百円以下ノ罰金ニ処ス

才二十二條

警察官より解散ヲ命セラレタル後仍解散セ
ザル者又ハ退出ヲ命セラレタル後仍退出セザル者
ハ十日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ二十円以上五十
円以下ノ罰金ニ処ス

才三十條

前條ニ若シ命ニ従ハズシテ仍結社スル実アリ
ル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ二十円
以上二百円以下ノ罰金ニ処ス

保身條例

才二條

「前略」其命令ニ違フ者首魁教唆者及
情ヲ知リテ参加シ勢ヲ援ケタル者ハ三月以上
三年以下ノ輕禁錮ニ処シ十円以上百円以下

383331

ノ罰金ノ附加ス其附和隨行シタル者ハ二日
以上ノ日以下ノ罰金ニ処ス

(第三十三條)

集會條例

オイニ條

派出ノ警察官ヨリ解散ヲ命ジタル後尚
退散セサル者ハ二日以上ノ日以下ノ罰金ニ
処スハ二日以上六月以下ノ禁獄ニ処ス

第三十四條 第九條ニ違背シ又ハ第十條ノ中止ノ
命ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以
上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

383332

383333

オニナ條

集會及政社法（明治三十九年）

（第五條）

警察官より解散ヲ命ぜられたる後仍解散
せしむる者又ハ退去ヲ命ぜられたる後仍退去せし
むる者ハ十日以上三月以下ノ輕禁錮又ハ二百以上
二百以下ノ罰金ニ處ス

オニナ條

集會及政社法（明治三十九年）

警察官より解散ヲ命ぜられたる後仍退
散せしむる者又ハ退去ヲ命ぜられたる後仍退去
せしむる者ハ十日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ
二百以上二百以下ノ罰金ニ處ス

383334

第二十五條 第十一條第一項ノ尋問ニ答ヘス若ハ答
フルニ實ヲ以ラセス又ハ第二項ノ場合ニ於テ警察官
ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其ノ求ムル席ヲ供セサル者ハ五
十圓以下ノ罰金ニ處ス

才十二條 83335

集會系例（明治十一年）（才十二條）

才五系規程ニ背キ、派出警察官ノ臨席ヲ
肯セザルトキ、會主、會長及社長、幹事ハ各
五月以上、五十円以下ノ罰金若ハ一月以上一年
以下ノ禁獄ニ処シ、其警察官ヨリ演説者
ノ姓名ヲ尋問スルニ答ヘス又ハ偽名ヲ答ヘ
タル者ハ同罪ニ処シ、再犯ニ當ル者ハ十円以上
百円以下ノ罰金若ハ二月以上二年以下ノ禁
獄ニ処ス（十一年才十二條）

改正才十二條

才五系規程ニ背キ、派出警察官ノ臨席ヲ
肯セス又ハ其求ムル所ノ席ヲ供セザルトキ、會主
會長及社長、幹事ハ各五月以上五十円

以下ノ罰金若ハ一月以上一年以下ノ禁獄
ニ処シ、警察官ノ尋問ニ答ヘス又ハ偽答ス
ル者ハ同罪ニ処ス、再犯ニ當ル者ハ十円以上
百円以下ノ罰金若ハ二月以上二年以下ノ禁
獄ニ処ス

383336 第二十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後
仍退去セサル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以
下ノ罰金ニ處ス

オニオニ系

集會及政社法（明治五年）
（學子系）
警察官ヨリ解散ヲ命セラル後仍退散セサル者又ハ退去ヲ命セラル後仍退去セサル者ハ十日以上三月以下ノ輕禁錮又ハ罰金ニ處ス

オニオニ系

集會及政社法（明治五年）
警察官ヨリ解散ヲ命セラル後仍退散セサル者又ハ退去ヲ命セラル後仍退去セサル者ハ十日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ罰金ニ處ス

オニオニ系

集會條例
派出ノ警察官ヨリ解散ヲ命セラル後仍退散セサルモノハ三月以上六月以下ノ罰金若シハ十日以上六月以下ノ禁錮ニ處ス

383338

修
第二十七條

第十三條ニ違背シタル者ハ三月
以下ノ輕禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

383339

才八条

集會及政社法(昭和六年)
(才五条)
才九条ヲ犯シタル者ハ一年以上三月以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

才二条

集會及政社法(昭和六年)
才一条ヲ犯シタル者ハ一年以上六月以下ノ輕禁錮ニ處ス其ノ之ヲ制止セザル者起テ之亦同

才六条

保安条例(昭和六年)
前条ハ本条ニ付テハ違反者ハ一年以上二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス又利法又ハ其他特別ノ法律ヲ

併セ犯シタル場合ニ於テハ各本条ニ照シ
重キニ從ヒ處斷ス

383340

第二十八條 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密ノ結社ニ
加入シタル者ハ六月以上一年以下ノ〔輕禁錮〕ニ處ス

保身條例

(可案)

第一系 (前案) 犯者一月以上三年以下、輕罪罰金、
 延レテ四月以上百圓以下、罰金ヲ附加ス其首
 魁及散唆者ハ二等ヲ加フ
 由務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會又ハ
 集會系例才八系ニ載ル結社集會ノ懸
 往通信ヲ阻遏スル爲ニ必要ナル予防処分
 ヲ施スコトヲ得其ノ処分ニ付シ其命令ニ違
 反スル者罰金前項ニ同シ

集會條例

(追加才八系 (前案) 仍ハ秘密ニ結社者ハ集會スル

者ハ四月以上百圓以下ノ罰金若シ三月以上
 二月以下ノ輕罪罰金ニ処ス

383342

第二十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シタル者
一月以下ノ（駐禁額）又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

383343

第三十條 第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上
六月以下ノ（重禁錮）ニ處シ（三圓以上三十圓以下ノ
罰金ヲ附加ス）使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ
同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シテ暴行脅迫ニ若ハ
公然誹毀スルモノ亦同シ

383344

削除

議會改正案

(第千條)

(才四十三議會清瀨一郎)

(才四十四議會浜田國松)

(才四十五議會清瀨一郎)

383345

第三十一條 第十八條ノ禁ヲ犯シタル者ハ六月以
下ノ重禁錮ニ處ス

383346

第三十二條

不、法、二、人、ハ、公、訴、ノ、時、效、ハ、六、箇、月、ト、ス

3835*7

集會及政社法（明治三十八年）

（第三十條）

第三十條

以法律之関し公訴ノ時效ハ六箇月ヲ經過スルニ因テ成就ス

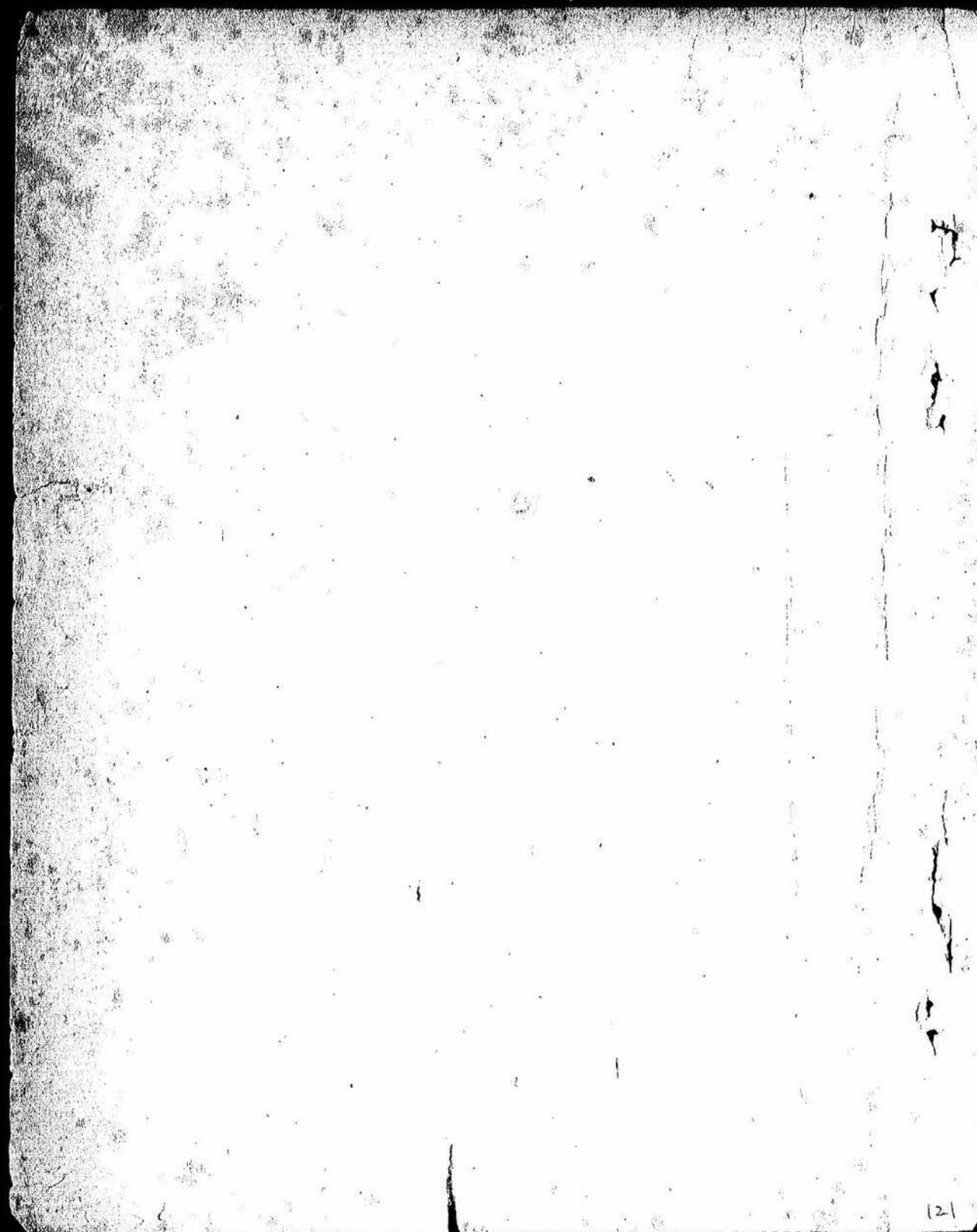
第三十條 法律ノ命令ニ定ムル集會ハ

以法律ニ依ル限在ラヌ

集會及政社法（明治三十八年）

第三十七條

以法律ニ関スル公訴ノ期滿免除ハ六月トス



内務省
保安課